

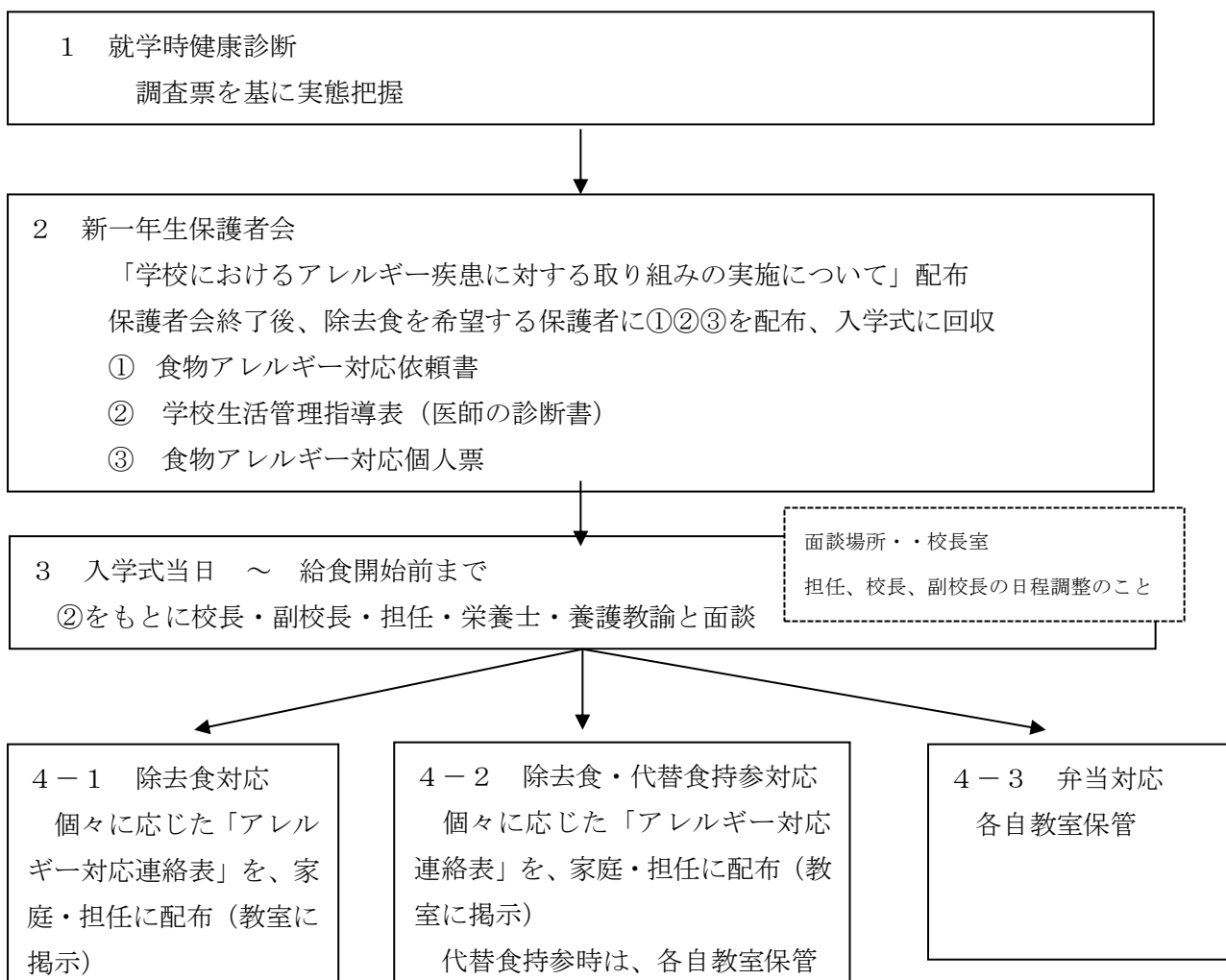
# 学校給食アレルギー対応マニュアル

保健給食部

## <アレルギー対応の基本的な考え方>

- ① 学校給食における食物アレルギーの対応は、過敏食品・食物の除去対応を基本とする。
- ② 実施に際しては、以下2点の書類を保護者より提出してもらう。
  - ・食物アレルギー対応依頼書
  - ・学校生活管理指導表（医師の診断書）
  - ・食物アレルギー対応個人票
- ③ 実施の決定は学校長が行い、副校長・担任・栄養職員・養護教諭等の関係者が連携してあたる。

## <アレルギー対応食までの流れ>



\*個々の症状の変化や学校の対応可能範囲が年々変化することから、個々の対応状況については、年度ごとに直しを図る。

- ①食物アレルギー対応依頼書、②学校生活管理指導表は、年度ごとに新しいものを提出し面談を行う。
- ③物アレルギー対応個人票は、年度ごとに加除訂正をしていく。

## <学校給食以外の教育活動における対応>

以下の教育活動においても保護者に確認しながら、食物アレルギーの発症を防止するための対応が必要である。担任から担当教員へ連絡をすること。

- ① 宿泊を伴う学習
- ② 家庭科での調理学習
- ③ クラブ活動
- ④ その他の食物を扱う教育活動

## <学級担任>

### (1) 保護者への対応

- ・保護者の申し出や「保健調査票」等によりアレルギー疾患の児童の把握をし、該当者がいた場合は、養護教諭、栄養職員へ連絡する。除去対応が必要な場合は面談を行い、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認する。

### (2) 学級指導

- ・アレルギーは好き嫌いでないことを理解させ、食べることを強要したりしないよう指導する。
- ・食事中は、まわりの児童からの食物接触や誤飲・誤食に十分注意する。
- ・誤飲・誤食があった場合は、【対応の原則】に沿って対応を行う。

### (3) 食物アレルギー児童に関する指導

- ・除去対応のある日は、すべてのおかわりを禁止する。該当児童の配膳は担任が一番に行い、他のおかずを多めに配膳する。食べきれず残す時は喫食前には戻させない。
- ・児童が誤食に気づいた時や食後の体調の変化を感じた時は、すぐに申し出るように指導する。

### (4) 担任不在時における対策

- ・教室の後方黒板左上角に「除去食有」「エピペン有」「お弁当有」の掲示をする。
- ・栄養士から配布される「アレルギー対応連絡表」を教室の前の入り口（教室内）付近にクリアケースに入れて掲示することで、補教や他の職員に周知を行う。
- ・エピペンを持参する児童のランドセルは、入口の一番上とし補教や他の職員へ周知する。

### (5) たて割り給食（交流給食）

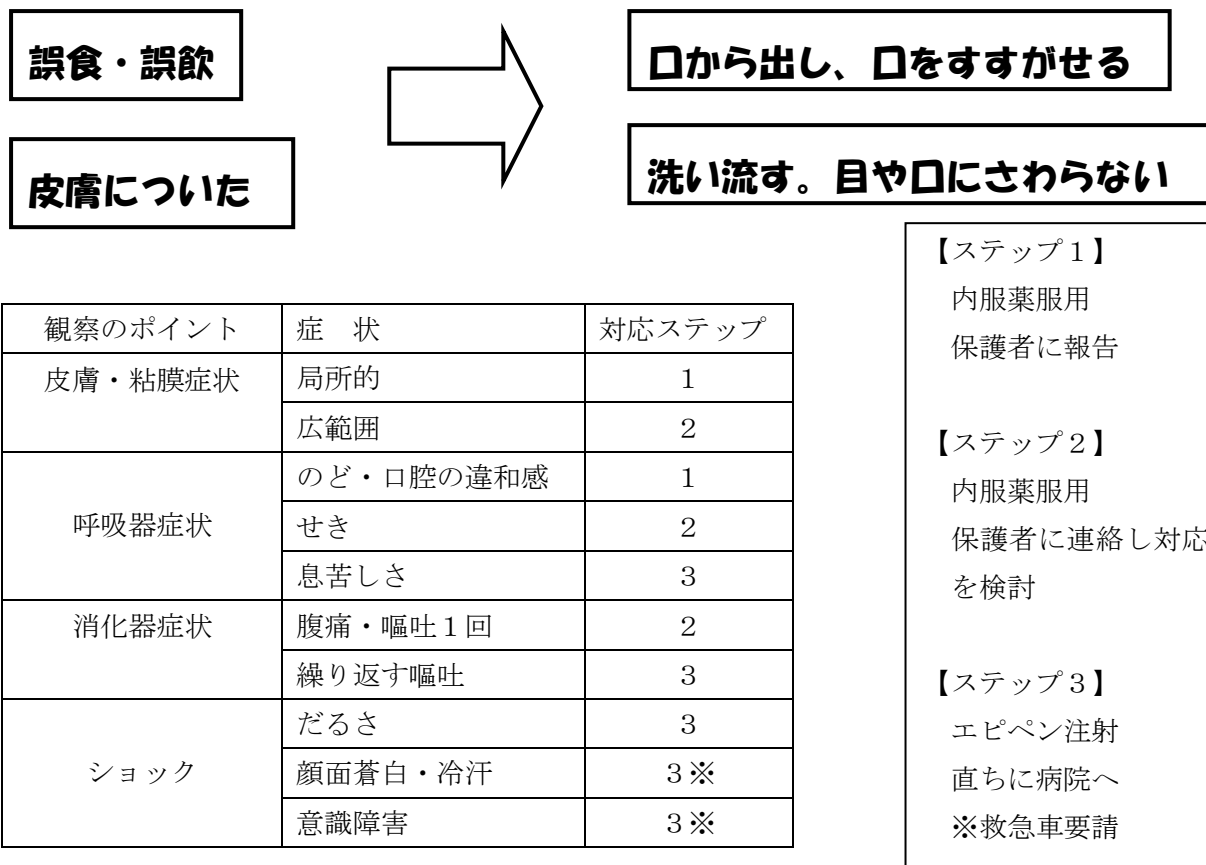
- ・食物アレルギーの有無を担任が該当学級に知らせる。
- ・栄養士が除去食のお弁当に黄色いシユシユをつけて、目印とする。
- ・担任は除去食の児童が黄色いシユシユを腕につけたかを確認して、たて割り班へ行かせる。

## <除去食について>

- ・除去対応日は、カバー付き食器（クラス・氏名・除去食材明記）でワゴンに乗ってくる。その他のおかずは、教室で配膳する。
- ・黄色のおぼんを、喫食時もそのまま使用する。
- ・食べきれず残す際は最後の片付けで戻す。
- ・フードカバーは、「いただきます」のあいさつまで取らない。



## <対応の原則>



※ 緊急時に保護者との連絡がつかない場合や、本人がエピペンを打つことができない場合は、学校長の判断と指示により管理職または教職員がエピペン注射を行う。

## \* 緊急時の対応に関しては、「校内救急連絡体制」に準ずる。

### 本人が除去する場合

【対象】 比較的症状が軽く、本人が原因食物を取り除くことができる場合

【配慮事項】

- ・本人に取り除く食物を理解させておくよう保護者に協力を求める。
- ・担任は、除去食物を理解しておく。
- ・最も誤食事故が起きやすいので、誤って食べてしまった場合の対応方法を  
確認しておく。
- ・教室で配膳時に除去する場合は、給食当番や学級児童の理解・協力を得る。

## <給食費について>

原則として、年間を通して除去する飲用牛乳以外は、特別な事情を除き給食費の返金等の措置は行わない。  
また、すべて家庭から代替食（弁当）で補う場合は、給食費を徴収しない。